

＜日本年金機構運営評議会 提言＞

「日本年金機構運営評議会規程」において、運営評議会は、機構の業務運営等についての改善意見を理事長へ提出することができると規程されており、例年運営評議会での議論を踏まえて取りまとめられ、提出されている。

令和 2 年度 提 言	対 応 状 況	
1. 年金制度の安定した運営のため、令和3年度も引き続き、 <u>国民年金の適用・収納対策、厚生年金保険の適用・徴収対策等の基幹業務について着実な実績を積み上げるとともに、無年金防止の着実な推進に取り組むこと</u> 。特に新型コロナウイルス感染症の影響により、 <u>厚生年金保険料等の納付が困難となった事業所が必要に応じて既存の猶予制度を活用できるよう、柔軟な対応を行うこと</u> 。また、 <u>納付猶予を承認された事業所について、実情に応じた、丁寧かつきめ細かい対応を行うとともに、必要なシステム等の整備を行うこと</u> 。	国民年金の適用・収納対策、厚生年金保険の適用・徴収対策等の実績の積み上げ	- 国民年金の適用対策について、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から提供される住民基本台帳情報に基づき、20歳到達者(62.3万人)のうち、第1号被保険者として適用すべき全ての方、34歳、44歳及び54歳到達者のうち、海外から転入された方などの基礎年金番号が付番されていない方及び資格喪失後一定期間(12か月)資格取得がなされていない方について職権による適用を実施。 - 国民年金の収納対策について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、臨時特例免除や失業特例免除の迅速な勧奨、新規未納者や20歳到達者に対する納付督促を徹底して実施した結果、令和3年9月末の令和3年度分保険料の現年度納付率は67.2%となり、対前年同月比+2.9ポイント上回って推移。 - 厚生年金保険の適用対策については、加入指導による適用事業所数の年間目標を8.8万事業所として取り組んだ結果、緊急事態宣言等が発出されている地域においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、訪問・来所要請による加入指導を中止し、文書・電話を中心とした加入指導となった影響があったものの、令和3年9月末時点で加入指導による新規適用事業所数は年間目標の約66%にあたる58,391事業所を達成。
	未請求の年金がある方への請求勧奨と無年金・低年金の防止に向けた取組	- 令和元年度以降、70歳を超える方で未請求の老齢年金のある方約3.7万人に対し文書、電話、訪問等により個別の請求勧奨を行い、令和3年9月末時点で約3.3万人(約90%)から年金請求書を受付。 - 令和3年度上期は、受給要件満了間近の24 か月末納者約2.7 万人に対し、受給要件を満了するまでの期間を明示したお知らせの送付、電話等による納付督促・免除勧奨を行い、令和3年8月末時点で約1.1 万人の対象者と接触。そのうち約0.4 万人について納付又は免除申請に至っている。令和3年度下期についても、引き続き納付督促・免除勧奨を実施。 - 任意加入制度の勧奨について、令和2年度に60歳から65歳到達までに任意加入し納付することで老齢年金の受給要件を満たす方に対して勧奨を実施(2.1万人)した結果、1,753人の申し込みを受付。令和3年度においても引き続き勧奨を実施。 - 追納勧奨について、従来の対象者(517万人)に対して勧奨を実施した結果、12.7万人の申し込みを受付。
	新型コロナウイルス感染症の影響により、厚生年金保険料等の納付が困難となった事業所への柔軟な対応	法定納付期限までに納付ができなかった事業所には、電話による納付督促等をはじめとした迅速かつ確実な初期対応による納付指導を実施。その際、事業所から納付が困難であるとの申出があった場合は、法定猶予制度の案内を行い、個々に事業所の置かれた状況に十分に配慮した納付計画を策定する等、個別事情に配慮した納付の履行管理を実施。
	厚生年金保険料等納付猶予特例を承認された事業所への実情に応じた対応、必要なシステム等の整備	- 新規滞納事業所の発生を抑制し、納付対応等に専念できる体制を構築するため、電話納付督促業務を集約するコールセンターを順次設置。 - 時効管理や来所通知書の作成等の滞納事業所の管理について、令和3年3月に滞納処分等業務支援統合ツールとして一本化し、データベースの集約を実施。また、納付猶予特例から法定猶予制度への適用(切り替え)にあたり、猶予許可決議書等の作成のシステム化を行い、猶予事務の効率化、職員負担の軽減。

令和2年度提言	対応状況	
2. <u>新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、お客様が安心して効率的に手続等を行えるよう、電子申請の利用促進、各種通知等の電子化やオンライン相談の環境整備など非対面・非接触型のオンラインサービスの環境整備等を行うとともに、対面型サービスのお客様ニーズにも適切に対応するため、年金事務所等の感染防止対策を徹底しつつ、チャネル体系の整理に取り組むこと。</u>	オンラインサービスの環境整備	・事業所調査時に事業所へ提出を求めている諸帳簿等について、印刷や郵送等を負担に感じるなどの事業所からの声に対応するため、主に郵送調査の対象としている事業所（被保険者10～19人）に対して、オンラインによる提出を可能とする運用を令和3年5月から開始。 ・電子申請で一度に申請可能なCSVデータ件数を引き上げるため、機構の電子申請システムの受け入れ上限を拡大するためのシステム開発を実施。（令和3年度中サービス開始） ・インターネットから年金相談予約を受け付けるサービスの円滑な運用に向け、ねんきんネットのシステム及びセキュリティ環境を活用し、令和3年5月から年金請求書（事前送付用）に関する来訪相談予約を対象に運用を開始。
3. <u>正確な年金制度の理解と事務手続きの徹底のため、年金委員の幅広い活動を一層支援するとともに、オンラインによる年金制度説明会及び年金セミナーを開催すること。また、市区町村や社会保険労務士会などの関係機関との連携を強化し、更なる制度理解の促進に取り組むこと。</u> さらに、年金相談は、高齢、障害、家計維持者の死亡といった人生の転機を迎え、先々の生活への不安を抱えている方を相談支援ネットワークへつなげるための端緒となりうることから、<u>市区町村や他の相談支援機関との連携強化等に努めること。</u>	年金委員への支援	・全国の年金事務所において、年金委員研修会の開催や情報誌等の配付を実施。また、本部から直接全国の年金委員に対し年金制度等に係る情報発信を行うとともに、Web会議ツールを活用した算定基礎届説明会を試行的に実施。
	年金制度説明会及び年金セミナーのオンライン開催	・Web会議ツールを活用した非対面形式での年金制度説明会や年金セミナーを、全ての年金事務所において運用開始。
	市区町村や社会保険労務士会連合会等の関係機関との連携強化（制度理解の促進、相談支援ネットワーク）	・外国語による対応が必要なお客様から相談を受けた場合に「マルチランゲージサービス」による電話を利用した通訳サービスについて、令和3年10月からは、利用する市区町村が109増加したほか、通話可能時間を年金事務所の開所時間に合わせる等、利用者のニーズに応じた見直しを実施。 ・離職者に対し失業特例免除や臨時特例免除について周知するため、雇用保険説明会における従来のリーフレット等の書類一式の配付に加え、特例免除を含む国民年金の手続きに関して分かりやすく説明した動画を作成し、令和3年7月に全国のハローワークにその上映の協力を依頼。 ・20歳到達者に対する職権適用や国民年金保険料の免除に関する取組に加え、70歳を超える方で未請求の老齢年金がある方に対する請求勧奨等の無年金・低年金の防止に向けた取組についても、市区町村等の関係機関との連携を強化し、適切に実施。
4. 昨年成立した年金制度改正関係法への対応については、<u>制度を実務として正確かつ円滑に業務を行うためにも、引き続き厚生労働省と連携し、業務量に見合った人員・予算・実施体制を確保し、制度周知のための分かりやすい情報提供に努めるとともに、必要なシステム改修を行うなど万全の施行準備をした上で対応を講じること。</u>	制度改正対応に向けての対応	・令和4年4月以降に施行される制度改正事項について、事務処理方法を検討し、制度改正に対応したシステム開発や業務処理要領等の整備を実施。令和3年度下期においては、年金事務所等の担当者に対する研修の実施や改正後の事務処理等に対応するための実施体制を検討中。
	制度周知のための分かりやすい情報提供・必要なシステム改修	・制度改正事項について、機構ホームページによる周知を行うとともに、市区町村の国民年金担当者、年金委員等に対して改正内容の理解につながる情報提供の準備を開始。また、改正事項ごとに被保険者、事業主及び年金受給者の方に対する具体的な周知の取組を実施。